

婚外子相続差別裁判の大法廷回付決定に対し、

「声明」での訴え

さる2月27日に最高裁第一小法廷は係属している二つの婚外子相続差別裁判の審理を大法廷に回付することを決定しました。

1995年の合憲決定以降、とうとう大法廷で再び審理される時が来ました。これで民法の婚外子相続差別規定は憲法違反との判断が出されることは間違いなしと期待する一方で、またも合憲決定が出されてしまうのではないかという不安を拭いさることはできません。

今度こそは、憲法違反の決定を勝ちとらなければなりません。

「婚外子差別撤廃！相続差別撤廃！」の声が広がっていくことを願い、「声明」で訴えていくことにいたしました。

どうかよろしく願いいたします。